

字幕放送等の拡充に向けた主な取組

1 字幕放送等の推進

平成9年5月	：字幕番組及び解説番組を「できる限り多く設けるようにしなければならない」と規定する「放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律」を公布
平成9年11月	：郵政省が、平成19年度までに字幕付与可能な放送番組について字幕を付すことを目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定
平成19年10月	：総務省が、平成20年度から10年間の字幕放送、解説放送等の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定
平成30年2月	：総務省が、平成30年度から10年間の字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定

2 字幕番組等の制作費助成

国立研究開発法人情報通信研究機構が次の助成金を交付するために必要な経費を、同機構に対し交付。

① 字幕番組、解説放送、手話番組等の制作支援

字幕番組、解説番組、手話番組等を制作する者に対し、その制作費（放送番組に字幕等を付与するための追加経費）の2分の1[※]を上限として助成金を交付。

※ 在京キー5局の字幕番組については助成対象外（生字幕を除く。）。在阪準キー4局の字幕番組については6分の1（生字幕を除く。）、それ以外については2分の1。

② 生放送番組に対する字幕付与設備の整備支援

令和2年度から、生放送番組への字幕付与設備の整備を行う者に対し、その費用の2分の1を上限として助成金を交付。

【予算額の推移（過去10年度）】

